

農業委員会議事日程

日 時：令和2年11月27日（金）

午後1時30分

場 所：千曲市役所（新庁舎）301大会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
11. 協議事項
 - (1) 農地パトロールの取り組み結果について
 - (2) 農業者年金加入推進について
12. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 中山 秀一

農地係担当係長 宮坂 昌吉

農地係主査 平原 俊美

農地相談員 宮嶋 和義

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
なお、今定例会におきましても、農業委員 15 名の招集といたしましたがよろしく
お願いします。

ただ今から令和 2 年 11 月の総会を開催いたします。

それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本日
一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。

7 番綿貫孝美委員、8 番渡邊菊委員の両委員をお願いいたします。

議 長

それでは、日程第 5、議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 36 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 37 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

10 番伊藤委員

10 番伊藤です。1 番案件について、先日 22 日に担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

場所は、杭瀬下区で市役所新庁舎より南側約 150mにある千曲線沿いにある農地です。申請地において、貸駐車場を整備するものであります。周囲は、東側・西側・南側は道路、北側は宅地と隣接農地はなく、造成は 50 c mの盛土後、砕石敷き仕上げと軽微なものであり、雨水は地下浸透、汚水排水はないため、問題ないと判断いたしました。

9番緑川委員

9番緑川です。2番案件について、先日担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

場所は、上徳間区で戸倉上山田中学校より北側約150m、千曲川の堤防近くにある農地です。申請地において、賃貸住宅を新築するものであります。周囲は、北側・西側・南側は農地ですが、隣接耕作者4名の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

議長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第37号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第7、議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

9番緑川委員

9番緑川です。1番案件について、先日担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

場所は、上徳間区で千曲線の内川南信号より南側約300m、千曲川の堤防近くにある農地です。この案件は、当初計画者が昭和53年に農地法第5条の許可を受け、住宅を新築する計画でしたが、建築費用等の確保ができず計画が中止されておりました。今回、申請者を変更し、承継人による住宅の新築をするものであります。周囲は、南側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 38 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 8、議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番案件について、先日担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

場所は、鑄物師屋区で千曲線沿いにできましたコンビニエンスストアより東側約 70m にある農地です。長野市の不動産業者が 8 区画の宅地分譲地を整備するものがあります。周囲は、北側は市道、南側は用水、西側・東側は宅地と隣接農地はなく、隣接地との境界には土留めを設置、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

11 番嶋田委員

11 番嶋田です。2 番案件について、ご報告いたします。

場所は、倉科区で富士見橋付近にある農地です。携帯電話基地局建設工事に伴う作業用仮設ヤード及び工事車両の進入路として利用するものであり、令和 3 年 3 月末までの一時転用案件であります。周囲は、北側・東側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。工事終了後、農地へ現況復旧する予定であることから問題ないと判断いたしました。

9番緑川委員

9番緑川です。3番から5番案件について、先日担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

まず、3番案件ですが、先程の議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番案件により説明しておりますので、省略いたします。

続きまして、4番案件ですが、場所は、内川区で国道18号線の内川信号より東側約30mにある農地です。長野市の不動産業者が1区画の宅地分譲地を整備するものであります。周囲は、北側・南側は住宅敷地、西側は国道18号、東側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

続きまして、5番案件ですが、場所は、小船山区で千曲線沿いのパチンコ店〇〇〇より西側約150mにある農地です。市内の不動産業者が、建築条件付き宅地造成地3区画を整備するものであります。周囲は、東側・南側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

議長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第39号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第9、議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。
なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の35番・36番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する「1番 中嶋喜代栄委員」の退席を求めます。

……中島委員退席……

議長

それでは、35・36 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございました。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、35・36 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 40 号 35・36 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、議事参与の制限を解きます。

……中島委員入室・着席……

議長

それでは、1 番から 34 番案件について、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございました。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、1 番から 34 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 40 号 1 番から 34 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第 10、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長

(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

中山次長

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

議長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第 11、「協議事項」に入ります。
協議事項 (1)「農地パトロールの取り組み結果について」事務局から説明をお願いします。

平原主査

……事務局説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

9 番緑川委員

9 番緑川です。過去に荒廃農地として認定した農地を中心に現地確認をしています
が、本来の目的とすれば、事前に問題になりそうな農地を把握し、経過を追っていく
必要があると思います。樹木が生えている農地の再生は困難であるため、新規の荒廃
農地の把握に努め、再生可能な農地について指導するような取り組みが重要であると
感じました。

平原主査

再生可能な荒廃農地に対する指導は非常に大事だと思いますので、春の農地パト
ロール等で新規荒廃農地の把握に努めるような取り組みを検討していきたいと思いま
す。

議 長

他に質疑意見等はございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、協議事項 (2)「農業者年金加入推進について」事務局から説明をお願い
します。

平原主査

……事務局説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第 12、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和2年11月の総会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

[閉会] 午後2時50分